

## 町有地の一般競争入札売却実施要領

### 1 売払物件

売払い物件は次のとおりとする。

物件番号	住所	登記地目	面積 (㎡)	最低売却価格
1	涌谷町字刈萱町番 7 番	宅地	1602.50	
	涌谷町字刈萱町番 8 番	原野	1085.00	
			2687.50	6,000,000 円

### 2 物件の用途等

- 現在もしくは将来的に、居住に供する用地であること。
- 伐採木及び伐採竹があることから、撤去が可能であること。
- 各種負担金については、入札者が負担することとする。
- 境界確定は涌谷町で実施済み。

### 3 入札方法

一般競争入札事後審査型

(最低売却価格以上で最も高い価格で入札した者を落札候補者とし、その後、入札参加資格審査を行い落札決定とする)

### 4 物件調査

現地説明会は行わないので、現地を確認したい者は、各自で行うこと

### 5 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人、被保佐人、破産者（復権を得た者は除く）でない者
- (2) 町税等滞納がない者（又は法人）
- (3) 入札保証金を納付した者（又は法人）  
※入札保証金については、入札終了後 15 日以内に指定した口座に返還します。
- (4) 登録免許税は、買主が負担すること。
- (5) 事務取扱手数料として、境界確定費用相当額 300,000 円を落札金額に加算して納付すること。
- (6) 近隣住民への配慮から、除草が可能であること。

## 6 入札の手続き

### (1) 必要書類

- ①入札書（別紙様式1）
- ②入札保証金納付届（別紙様式2）

※入札金額の10%の金額を次の口座に振り込み、領収書の写しを添付すること。

#### 入札保証金の納付先

七十七銀行 涌谷支店 普通

口座番号 0105201

預金種別 普通預金

口座名義 涌谷町才計外現金 涌谷町会計管理者会計課長 高橋 由香子

ワカチヨウサイケイ イゲンキン ワカチヨウカイケイカンリシヤ カイケイチヨウ タカハシユカコ

### (2) 入札書の提出先

涌谷町字新町裏153番地2

涌谷町役場 企画財政課 企画班

### (3) 提出方法

(1) の必要書類を中封筒に入れ封印をし、それを外封筒に入れ配達証明付郵便で提出すること。（別紙、封筒記載例を参照する事）

### (4) 受付期間

令和3年11月24日（水）から令和3年12月10日（金）（17:00必着）

### (5) 開札

(1) 日 時 令和3年12月13日（月）午後1:15時から

(2) 場 所 涌谷町役場

## 7 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 最低売却価格以下で入札したとき。
- (2) 競争入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行ったものが入札したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に押印のない入札
- (5) 入札書に住所、氏名、入札金額の記載がない、または記載が不明な入札
- (6) その他、入札に際し不正の行為があったとき。

## 8 落札者の決定方法

### (1) 開札に関する事項

- ① 最低売却価格以上で、かつ最高価格で入札した者を落札候補者とする。
- ② 入札参加者が1名の場合でも入札は執行する。
- ③ 開札の発表は、最高価格入札者のみとする。
- ④ 開札には入札者から委任を受けた代理の者が立ち会うことができる。その場合は委任状を提出すること

### (2) くじに関する事項

開札の結果、最高価格で入札した者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」により、落札候補者を決定する。

また、入札者本人又は代理の者が不在の時は、入札執行に関係のない職員に「くじ」を引かせることとし、くじ引きを辞退することはできない。

### (3) 落札決定に関する事項

落札決定については、落札候補者の入札参加資格の確認等を行うので、指定された日までに次の書類を提出するものとする。

なお、審査の結果、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とする。

- ① 印鑑登録証明書（法人は印鑑証明書）
- ② 住民票（法人は登記簿謄本）
- ③ 納税証明証等の未納が無い証明書
- ④ その他町長が必要とする書類

## 9 契約の締結

落札決定した後に土地売買契約書を締結する。

なお、落札者は指定された日までに契約締結に必要な次のものを準備するものとする。

- ① 涌谷町で保管する土地売買契約書に添付する収入印紙代（印紙税法で定められた額）

なお、落札者が落札決定した日から7日以内に契約を締結しない場合は落札者の資格を取り消しとし、次に入札価格が高い者を落札候補者とする。

## 10 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、契約締結日より30日以内に町が発行する納付書により、金融機関から納付すること。

## 11 所有権の移転等

- (1) 売買代金の支払が完了した時に所有権が移転し、物件を引き渡すものとする。

(2) 所有権移転登記の手続きは町が行う。

(3) 所有権移転登記に必要な、登録免許税等の経費は落札者の負担とする。